

看板・商品などを道路や歩道上に置かないで!

道路や歩道上に置かれた看板、商品などは、通行の支障になり、事故の原因にもなりかねません。

店舗の看板、のぼり旗、商品、家庭の植木鉢、プランターなどは敷地内に設置してください。

公道上に物件を設置することは、道路法で禁止されています。



のぼり旗

のぼり旗の設置は、歩行者の通行の妨げとなるばかりでなく、自転車やオートバイ等の視界を遮り、衝突事故の原因となり非常に危険です。



置き看板

置き看板を歩道に置くと、歩行者は通行を妨げられ、危険な車道を通行しなければなりません。敷地内に正しく置きましょう。



植木鉢、プランター

植木鉢やプランターは敷地内に正しく設置しましょう。



商品置場

道路はお店の一部ではありません。商品はお店の敷地内で販売して下さい。

道路は、歩行者の通行だけでなく、車いすや目の不自由な方なども利用する大切な公共空間です。

道路（歩道）の正しい利用と快適な道路環境の確保にご協力をお願いします。



お年寄りの方



車いすの方



目の不自由な方

だれもが安心して通行できるまちづくりの実現に努めましょう。

成田市 道路管理課

(Tel.0476-20-1551)

成田警察署 交通課

(Tel.0476-27-0110)